

技師	專任二百六十三人	委任
視學	專任九十二人	判任
屬	專任二千八百三十四人	判任
警部	專任千六百七十八人	判任
技手	專任千百人	判任
通譯	專任十三人	判任
警部補		判任
東京府、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、愛知縣及福岡縣ニハ前項ノ職負ノ外		
産業部長ヲ置ク奏任トス		

警部補ノ定員ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ知事之ヲ定ム

第二條 大正九年勅令第二百六十二號

第一條ノ規定ニ依リ俸給最低額ヨリ低キ俸給ヲ受クル技師及技手ニシテ他ノ職務ニ従事スル者ノ員數ハ主トシテ従事スル職務ノ職員ノ定員ノ内トシ其ノ他ノ職負ノ定員ノ外トス

第三條中「通シテ專任十九人」各府縣限專任ヲ各專任一人ニ百二十四人ヲ百三十六

人ニ改メ同條第三項ヲ削ル

第十一條中「内務部長又ハ警察部長」ヲ「内

務部長、警察部長又ハ産業部長」ニ知事、内

務部長及警察部長」ヲ知事、内務部長、警察

部長及産業部長ニ改ム

第十四條内務部ノ部第八號ノ次ニ左ノ

一號ヲ加ヘ第九號ヲ第十號、第十號ヲ第

十一號トス

九 度量衡ニ關スル事項

同條ニ左ノ一項ヲ加フ

東京府、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、

愛知縣及福岡縣ニハ前項ノ部ノ外産

業部ヲ置キ内務部ノ掌ル事項中農工

商、森林、水産ニ關スル事項及度量衡ニ

關スル事項ハ産業部ヲシテ之ヲ掌ラ

シム

第十八條ノ三 東京府ヲ除クノ外各府

縣ニ建築監督官ヲ置クコトヲ得

建築監督官ハ理事官又ハ技師ヲ以テ

之ニ充ツ警察部ニ屬シ上官ノ命ヲ承

ケ市街地建築物法施行ニ関スル事務ヲ掌ル

第二十五條ノ二 各府縣ニ工場監督官補ヲ置ク

工場監督官補ハ屬又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ警察部ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ工場法施行ニ関スル事務ニ従事ス

第二十五條ノ三 各府縣ニ建築監督官補ヲ置クコトヲ得

建築監督官補ハ屬又ハ技手ヲ以テ之

ニ充ツ警察部ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ市街地建築物法施行ニ関スル事務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年御下付案

国立公文書館	
分類	
配架番号	2 A
	15-6
	GA 123